

法制・基本問題小委員会（第3回）におけるヒアリング結果の概要 （リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為）

1. リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態及び課題について

〔マンガ関係者〕

- ①リーチサイトは、市販されている作品が権利者の許諾なくそのままダウンロードできるサイト（サイバーロッカー）のリンクが掲載されている形態を基本構造としている。
- ②1つのリーチサイトに掲載されている作品数は7,000～15,000程度である。大手リーチサイト14サイトの合計訪問者数は、延べ約6,000万人/月である。
- ③リーチサイトには、発売直後の漫画雑誌やコミックスの違法ファイルのリンクが掲載されている。また、近年は、漫画だけではなく、一般雑誌、ライトノベル、写真集などに対象範囲が拡大されてきている。
- ④ユーザは、汎用検索エンジンを使ってリーチサイトに訪問して掲載された違法ファイルのリンクを見つけるか、リーチサイトをダイレクトに訪問して違法ファイルのリンクを見つける。
- ⑤汎用検索エンジンでは、サイバーロッカーに蔵置されている違法ファイルを直接見つけることはできない。リーチサイトに違法ファイルのリンクが掲載されることで、はじめてユーザは違法ファイルを見つけることができる。リーチサイトにはこのようなユーザが汎用検索エンジンでは見つけることができないファイルのリンクが数多く掲載されている。
- ⑥リーチサイトには、汎用検索エンジンで見つけることができる違法ファイルのリンクも掲載されている。ユーザは、膨大な汎用検索エンジンの結果から目当ての作品を探す手間を省略できるという利便性を享受できるようになっている。
- ⑦リーチサイトにより正規版の売上が最大25%前後減るケースが相当数見られたとの調査結果がある。（経産省委託調査）
- ⑧海外のサイバーロッカーへのアクセスは、日本からのアクセスが約半数を占めている。
- ⑨リーチサイト運営は営利を目的とした活動である。広告収入やサイバーロッカーからのキックバックにより収入を得ていると推測される（数十万円～数百万円/月の収入額があると推測される）。
- ⑩リーチサイトに掲載されているサイバーロッカーのリンク先を削除しても、別のリンクを掲載されてしまうので、ユーザにとっては利便性が減らず、常にリーチサイトを介してダウンロードできる状態にある。つまり、ユーザと違法ファイルを結ぶ結節点

であるリーチサイトをつぶさないと、ユーザが違法ファイルをダウンロードできるという状態が続いてしまう。

- ①リーチサイトには、リンク投稿型（リーチサイト運営者はリンクを掲載せず、第三者にリンク情報を投稿する場を提供している場合）と運営者投稿型（リーチサイト運営者がリンク情報を投稿している場合）の2つの種類がある。
- ②悪質なリンク投稿型サイトでは、簡単にリンクを投稿できるように投稿フォームが準備されており、タイトルや URL をフォームに入力するだけで、リンクを投稿できるようになっている。リーチサイトの運営者は、リンクに著作物性はないので違法ではないと主張しているが、さらに、このようなリンク投稿型リーチサイトの運営者は、「場を提供しているだけだ」と堂々と主張し、出版社の警告にも応じない。
- ③サイバーロッカー、リーチサイトのサーバーが海外にあり、全ての発信者情報を得ることが非常に難しく、また、運良く発信者情報を手に入れても、国内の ISP のログの保存期間が短いケースが多いため、国内にいるリーチサイトの運営者、違法ファイルのアップローダーを特定できず、民事での権利行使や刑事での立件が難しいという問題がある。

[アニメ関係者]

- ①リーチサイトは、違法なアップロードやダウンロードを助長している。リーチサイトの海賊版への窓口機能により、正規版（TV 放送や動画配信、DVD など）の顧客が奪われ、正規ビジネスが妨げられ、その結果として新しい作品、クリエイターが生まれるチャンスが阻害されている。
- ②テレビ放送の直後 30 分以内に各国語の字幕付きでアップロードされたり、劇場公開初日に盗撮されてアップロードされたり、DVD 発売日にリッピングされてアップロードされたりして、インターネット上に広がってしまうため、正規版の商売が成り立たなくなってしまう。
- ③リーチサイトには、過去に放送された作品や放送中の作品全部のリンクをまとめて掲載されている。
- ④リーチサイトには、ブログにリンクがまとめて掲載されている形態のものもあれば、Q & A サイト（注：利用者が質問を公開し、回答を募って疑問を解消する仕組みを提供するウェブサイト）の回答としてリンクが掲載されている形態のものもある。
- ⑤リーチサイトのリンク先としては、サイバーロッカーや動画配信サイトがある。
- ⑥日本のアニメに関するリーチサイトの場合、その多くは日本人がリーチサイトの運営やリンク情報の掲載を行っていると思われる。

- ⑦日本のアニメに関するリーチサイトの場合、表記が英語中心であっても日本人が利用することが多い。
- ⑧リーチサイト運営者は「著作権侵害はしていない」、「違法ファイルを置いてあるサイバーロッカーとUGCサイトに言ってくれ」と言い、削除要請に応じない。
- ⑨検索エンジンで、違法動画を探すことは容易であり、検索結果としてリーチサイトが多く出てくるため、ユーザが簡単に海賊版にたどり着いてしまう。
- ⑩子供たちが見るアニメが掲載されているリーチサイトやリーチ先のサイトに不健全な広告が出てくるということも非常に問題である。

[音楽関係者1]

- ①リーチサイトには、ユーザがストリーミング再生できるタイプとダウンロードできるタイプがある。
- ②リーチサイト上では、様々な会社のアーティストの楽曲のリンクが掲載されており、発売されたばかりの楽曲のリンクも掲載されている。
- ③リーチサイトは、全て一見無料だが、広告収入や、ダウンロードするときに会員制の対価を求めるという方法で稼いでいる。
- ④リーチサイトのリンクの切除の法的根拠が難しいため、抜本的な対策が取れていない。
- ⑤リーチサイトの運営者と著作物の違法アップロードする者は同一人物か共犯関係があると思われるが、国をまたがっていることにより、そのつながりを立証することは困難である。
- ⑥リーチアプリの中には音楽が組み込まれていないが、アプリを介して中国の無許諾の音楽配信サイトに接続し、そこから音楽を再生することが可能となっている。
- ⑦リーチサイトやリーチアプリには、一つの作品について複数のストレージサイトのリンクが掲載されているため、ストレージサイトに削除要請をしても、時間差で削除・アップが行われるため、ユーザは常に所望の音楽を手に入れることができることになってしまっている。
- ⑧リーチサイトやリーチアプリには大手上場企業の広告が掲載されることもある。
- ⑨リーチサイトやリーチアプリが利用されても、権利者には一切対価が還元されない。

[音楽関係者2]

- ①リンクによる誘導行為は、ハイパーリンクによるものとエンベッドによるものの2つのタイプに分かれる。エンベッドによるタイプでは、他人が配信しているコンテンツをその配信元サイトの画面に遷移せずにユーザに提供していることから、画面上はリンク提供者が直接的に送信している場合と何ら変わらない。

- ②リーチサイトがなければ、ユーザはコンテンツにたどり着けない。リーチサイトは違法ダウンロード等を可能にしている存在である。
- ③リーチサイト運営者およびリーチアプリ制作者は、他人のコンテンツにタダ乗りして広告収入を得ている。リーチサイト等の存在により、違法な無料配信にユーザが流れてしまうので、著作権者に対価が還元されない。
- ④リーチサイト運営者に対してリンクの削除を求めても、法的根拠が曖昧であるとして応じてくれない場合があるなど対応が限定的である。
- ⑤インターネット広告事業者団体等に対して広告遮断を求めても、法的根拠が曖昧であるとして応じてくれない場合があるなど対応が限定的である。
- ⑥直接侵害者の通知先ですら把握することは容易ではなく、リーチサイトの場合、違法性が明確でないために、運営者の連絡先を把握することがさらに困難となっている。

[放送関係者]

- ①権利者からの削除要請を免れるため、リーチサイトを利用する動きがある。
- ②サイトによっては、警察の捜査に非協力的な場合がある。
- ③例えば、ブログに違法コンテンツへのリンクがまとめられているものがあり、適法な公式サイトへのリンクが一部含まれている場合もある。
- ④過去に、意図的に違法動画を集めている疑惑のあるリーチサイトがあった。その運営者との交渉を何度も行い、解決までに一年以上かかった。
- ⑤UGC サイトには違法対策を行うインセンティブがない。また、リーチサイト等を利用した行為の悪質化・巧妙化により、権利者の手間と費用がかさむ傾向にある。

[ゲーム関係者]

- ①大手 UGC サイトには、ゲームの違法コピーが蔵置されたサイトへのアクセス方法からダウンロード方法までを指南する解説とともに、コメント欄に違法コピー蔵置サイトのアドレスが掲載されているものがある。この場合、当該サイトでは一つのリンクしか掲載されていないが、違法コンテンツの拡散・利用促進に積極的に寄与しているといった問題点は、複数のリンクが掲載されている場合と同じと考えている。
- ②正規品と酷似したゲームがアップロードされたサイトへのリンクが掲載されている場合もある。
- ③技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避プログラムへのリンクが掲載されている場合もある。

[侵害対策機関]

- ①リーチサイトには、当日放送された番組のリンクが掲載されているなど、非常に早い

速度で掲載される。

- ②2012年の電気通信大学による調査によれば、リーチサイトにリンクが掲載されている動画の視聴数は、リンクが掲載されていないものに比べて62倍多かったとされている。
- ③リーチサイトには、削除通知を出してもリンクを切除しないサイトが散見される。また、そもそも削除要請の通知先を用意していないサイトが多数ある。
- ④大手検索エンジン会社に、リーチサイトを検索結果に表示しないように求めても、「法的位置づけが不明確であるので対応は難しい。」と対応を保留されてしまう。
- ⑤現在は、若年層がPCを持たずにスマートフォンしか持っていないという状況があり、ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリが非常に問題になっている。
- ⑥ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリの場合、これをダウンロードすると、2~3クリックで違法動画に到達することができる簡便なものとなっている。
- ⑦ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリには3タイプある。
 - ・一つ目は、アプリの中にもリンクが張られているもの。リンクを更新するためには、ユーザにアプリを再ダウンロードさせる必要があるため、現状では極めて少ない。
 - ・二つ目は、ユーザがアプリを起動するとサーバーに置かれたリンク集を取り込むもの。このタイプの中には、アプリを起動すると同時に勝手に最新のリンク集を取り込む形のもの、検索することによって、検索に応じたリンク集を取り込むという形のものがある。
 - ・三つ目は、特定のサイトに飛ばし、アプリの中で特定サイト内での検索ができるもの。検索システムは、当該特定サイトの検索システムを利用して検索をさせる形のもの、当該特定サイト以外の汎用検索エンジンを利用して検索させる形のものがある。後者の場合、アプリの中で検索エンジンの条件設定やフィルタリングを行い、特定の動画だけ出るといっている。
- ⑧違法にアップロードされた動画ファイル自体の名称に、内容を示すキーワードが含まれていなくても、ユーザはリーチサイトやリーチアプリを介して違法動画にたどり着くことができるようになる。
- ⑨把握している60のリーチサイトのうち、52サイトが日本国内で運営されていると推察される。
- ⑩刑事手続きについては、正犯の検挙が困難であるために、その幫助にあたるリーチサイト・リーチアプリ運営者について日本の刑事手続きを踏むことが困難な状況にある。

2. 著作権制度に関する要望について

- デジタル海賊版の窓口であるリーチサイトについて、迅速な対応をお願いしたい。〔マンガ関係者〕〔アニメ関係者〕
- サイトやアプリの提供者の広告収入を絶つことが必要である。〔音楽関係者1〕
- スマートフォンの普及に伴い、アプリによる配信が主流となっている。特にアプリにおいては、コンテンツの接続先を把握することは容易ではなく、権利者も一般ユーザもそのコンテンツが適法であるか違法であるかは分からない。また、リーチサイト運営者等は、他人のコンテンツにタダ乗りして収入を得ている。そのため、リーチサイトの議論は、上記の実態に即した対応策を検討して欲しい。〔音楽関係者2〕
- 海外から日本のコンテンツが違法に配信されていると思われるが、日本の市場、日本の産業が被害を受けているという状況に対する対応策として、リーチサイトの対応も含めて複数の対策が取れるようにして欲しい。〔放送関係者〕
- 違法コンテンツと知りながら拡散するためにリンクを張る行為については、例えリンクが一つであったとしても違法として欲しい。〔ゲーム関係者〕
- 技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避プログラムをそうと知りながら拡散するためにリンクを張る行為も違法にして欲しい。〔ゲーム関係者〕
- 法改正により、国内のリーチサイト、アプリ運営者を刑事摘発できるようにすること、海外のリーチサイトを検索エンジンの検索結果に表示されないようにすることを求める。法改正にあたっては、主観的要件（①著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツであることの情を知っていること。②著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツの拡散を助長する目的をもっていること。）を満たす違法コンテンツにリンクを貼って公衆を誘導する行為を、著作権「みなし侵害」行為として、差止請求及び刑事罰の対象とすることを要望する。〔侵害対策機関〕